

京都地方税機構規約の変更について

1. 変更内容

- (1) 平成28年度税制改正による、地方法人特別税及び自動車取得税の廃止、自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割の導入による変更（第4条第1号、同条第2号）
- (2) 平成31年度税制改正による、特別法人事業税の創設による変更（第4条第1号）
- (3) 京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税の償却資産に係る申告書等の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査等の事務を追加（第4条第3号）

<市町村の負担金>（別表（第17条関係））

基本負担額	市町村負担金額の100分の5
人口割額	市町村負担金額の100分の47.5
納税義務者数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5
調定金額相当額割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の1

2. 施行期日

1. - (1) (2) 令和元年10月1日
1. - (3) 総務大臣の許可の日

【参考】償却資産に係る課税事務の共同化の概略

1	プレ申告書送付	移管
2	申告書受付	一部移管（窓口での受付は市）
3	課税データ作成	移管
4	土地・家屋の課税データと合算	
5	賦課決定	
6	未申告者調査	移管
7	課税客体の調査	移管

※税機構へ移管する事務は税機構内に設置される（仮称）償却資産申告センターが実施